

令和2年 No.29

○東京学芸大学ICTセンター規程の一部を改正する規程

改正理由

新センターの発足に伴う実質化・効率化のため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学 I C Tセンター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 6 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和 2 年規程第17号

東京学芸大学 I C Tセンター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学 I C Tセンター規程（平成元年規程第 6 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学ICTセンター規程の一部改正について

改正理由：新センターの発足に伴う実質化・効率化のため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第3章 所員会議 (所員会議)</p> <p>第14条 センターに、センターの管理運営及びセンターのコンピュータシステム等の管理運用等を協議するため、所員会議を置く。 (組織)</p> <p>第15条 所員会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第3章 所員会議 (所員会議)</p> <p>第14条 センターに、センターの管理運営及びセンターのコンピュータシステム等の管理運用等を協議するため、所員会議を置く。 (組織)</p> <p>第15条 所員会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) <u>センターの兼任教員</u></p> <p>[省略]</p>